

# 循環型社会と消費生活

## 循環型社会とは

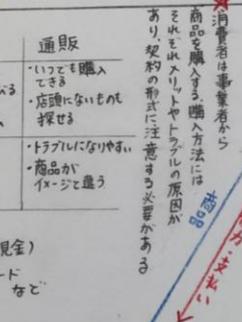
循環型社会とは、資源を無駄にせず、環境汚染を少なくする社会である。循環型社会の形成には、資源を繰り返し使うことが必要不可欠であり、循環型社会を目指して現在多様な取り組みが行われている。

- 例①R、5R
- ①リユース：くり返し使う
  - ②リデュース：量を減らす
  - ③リサイクル：再生利用
  - ④リペア：直して使う
  - ⑤リパア：直して使う

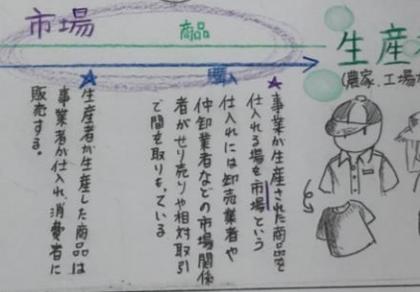
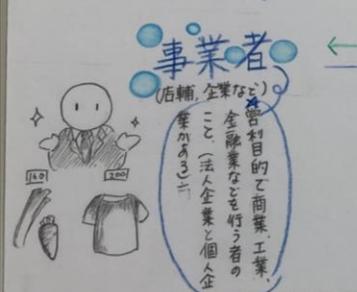


例①R、5R  
 ↓Rのほとんどはたいてい簡単に家庭でできる。  
 たまたまの人に知ってもらい、社会全体が取り組まなければならぬ。  
 ↓Rのほとんどはたいてい簡単に家庭でできる。  
 たまたまの人に知ってもらい、社会全体が取り組まなければならぬ。

多くの人々が積極的に取り組む必要がある！



店頭	通販
・手に取り、商品を確認 ・トラブルになりやすい	・いつでも購入できる ・店舗がないため探せ
・時間がかる ・重い	・トラブルになりやすい ・商品がイメージ通り



消費生活のしくみ

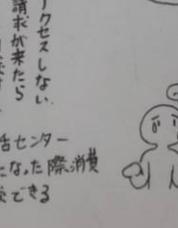
★実際に商品を生産する個人または企業のこと

## 消費生活でのトラブルに

購入消費は事業者との契約であるから、その間に契約トラブルが生じることがある。契約の内容を確認しておくことで避けられるトラブルもある。

- ・架空請求・不当請求  
身に覚えのない購入と代金を請求されること
- ・悪質商法  
一方的に商品を送りつけ支払いをせまったり、巧みな話術で購入させた後、高価な商品販売を促すこと
- ・フランク許取  
サイトやメールのリンクをクリックすると勝手に登録し、利金を請求されること

↓トラブルを避けるには、知らないメール、サイトにアクセスしない、身に覚えのない商品や請求が来たら警察や消費生活センターに相談する。店頭で商品を購入する。



# 消費生活新聞

発行日 9月26日  
作

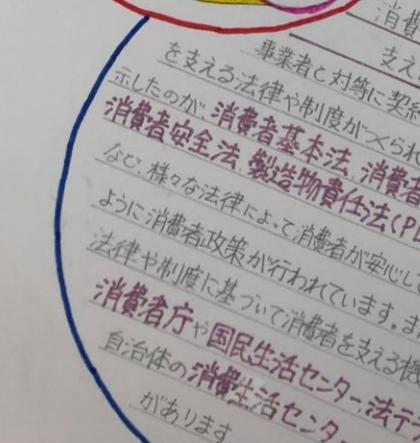
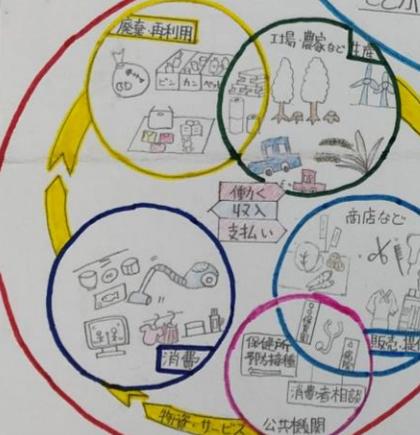
商品購入のプロセス  
 お金や資源には限りがあるため、必要なもの(ニーズ Needs)とほしいもの(ウォンツ Wants)に分けて購入順位を考えることが大切です。購入以外の方法として、自分でつくり、既存のものを工夫したりリフォーム・リメイク、誰かからもらったり、借りたり(レンタル)して必要を満たしたり、他の人と共有(シェア)する方法もあります。購入の目的にそった商品は複数あることが多いので、どれかを選びます。商品の選択では、好み・価格だけでなく、品質・安全性・機能、保証・アフターサービス、環境への影響などを考えることが必要です。自分自身の満足だけでなく、環境や社会に与える影響も考えることも大切です。

エコ生活に取り組む  
 わたしたちの生活は、地球の様々な資源がなければ成り立ちません。有限な資源をできるだけ繰り返し使い、同時に環境汚染を少なくして社会を循環型社会といえます。国が定めた循環型社会形成推進基本法に基づいて、ごみの発生を減らす(リデュース)、資源を回収し再生して利用する(リサイクル)、という3Rの様々な取り組みが行われています。あわせて、むだなものを購入しない(リパア)を修理しながら大切に使う(リペア)を加え、4Rや5Rとすることが広がっています。

消費者を支える法律と制度  
 事業者と対等に契約ができるように消費者を支える法律や制度がとられています。その基本理念を正したのが、消費者基本法、消費者契約法です。その他に、消費者安全法、製造物責任法(PL法)、特定商取引法など、様々な法律によって消費者が安心して消費生活が営めるように消費者政策が行われています。また、消費者を支える法律や制度に基づいて消費者を支える機関として、消費者庁や国民生活センター、法テラスや自治体の消費生活センターがあります。

フェアトレードとは、貧困の無い公正な社会を築くための取り組みのしくみのことをいいます。フェアトレード商品を選ぶ店舗では、生産地でも豊富に採れる原料や、現地の伝統的な手工業の技術を活かした、特産品が売られています。

私達も消費者  
 物資やサービスを購入して利用することも消費といいますが、それに対してお金を支払うことを支出といいますが、収入を得たものは多くは働いて得た収入です。家族で不用になるその一部は再び生産に再び使われます。お金や物資が循環することにより、わたしたちの消費生活は成り立っています。(下図)



# 消費生活新聞

発行日  
9月25日

3R = Reduce, Reusu, Resycle  
環境に良い3つの取り組み

## ＜再利用＞

Reusu  
使えなくなった物で  
ないで繰り返し使う。  
Recycle  
資源を回収し再生  
して理由がある。

## 循環型社会形成推進基本法

日本における循環型社会(資源を  
無駄なく使い、環境汚染を少なくする社会)  
の構築を推進するための基本的な考え  
となる法律で、2000年に制定。廃棄物  
リサイクルなどの対策の基盤が整備さ  
れました。

## 廃棄・再利用

### ＜廃棄＞

Reduce  
ごみの発生を減らす。  
4Rや5Rとまで言われる前に  
Refuse  
むだものを購入しない。  
Repair  
修理しながら大切に使う。

### 販売提供

商品やサービスを購入、利用  
するときに注意すべき要領な契約。  
(悪質商法)

**ネット・オフライン**  
勝手に商品を送りつけ、代金  
を一方的に請求したり、代金引落  
郵便で押し付けられる。

**悪質な訪問販売**  
自宅や職場などに  
訪問して強引  
に契約を迫る。  
※知らない人は家  
にいれない!

**マルチ商法**  
誰でも簡単に  
高収入が得られる  
などと謳って、次の  
高収入を勧誘させ、  
ピラミッド型に組織を  
拡大させる。

**ポイント・ネット・セールス**  
電話や郵便などで約束  
を取りつけて店舗や営業  
所等に招き入れ、高価商品  
を売りつける。

**キャッシュ・セールス**  
販売の意図を隠して  
押し、店舗や営業所等  
に招き入れ、突然勧誘  
を開始する。  
※知らないネットや  
メールではアクセスしな  
い!

**クレジットカード商法**  
クレジットカード  
になりませ(クレジットカード)  
メール交換等の無料  
サービスを利用さ  
せる。  
※知らないメールや  
チャットではアクセスしな  
い!

### 消費

消費者の権利と責任  
商品マークについて

- 権利**
- 安全である権利
  - 商品が生命健康に害を及ぼさない権利
  - 知らないうちに権利
  - 商品情報を知る権利
  - 選択する権利
  - 意見を述べ権利
  - 商品に望みを託す権利
  - 商品が正確に伝わる権利
  - 商品に損害を及ぼさない権利
  - 消費者教育を受ける権利
  - 生活の質を向上させる権利
  - 消費者基本法に定める権利
  - 健全な環境の中で働ける権利
  - 健全な生活環境を保障する権利
- 責任**
- 批判的な意識をもつ責任
  - 感情・表示などに騙されず、行動する責任
  - 選択する責任
  - トラブルに陥らないうちに連絡し、必要な対策を講ずる責任
  - 環境に配慮した商品を選択する責任
  - 社会的関心への責任
  - 自己主張し行動する責任
  - 商品やサービスの問題点を報告する責任

### 商品マーク

品質

安全成分、安全性  
などの基準に適合  
した健康補助食品

品質

Gマーク  
テグシ品質の優  
れた商品。

JISマーク  
日本工業規格  
に適合した  
商品。

安全マーク  
消費者に危害を及ぼさ  
ないと考えられる商品が安全  
なときに保証マーク。

安全・福祉

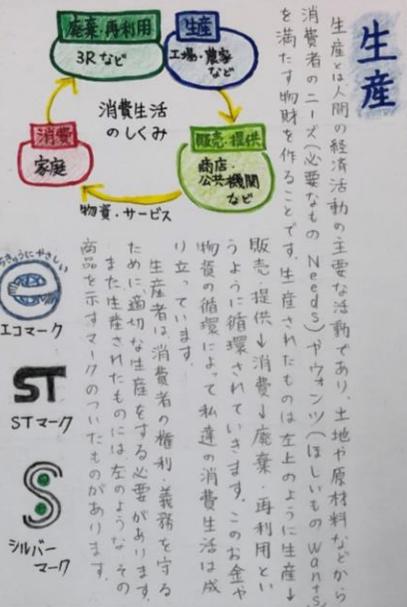
### 生産

フェアトレードについて

安い商品(他のものより格段に安いもの)には  
不当な労働行為や環境汚染があることがあります。  
実際、安い商品の原産国を見ると、人権侵害が安い  
東アジアの国が多数を占めています。そのような国  
では小・中学生ほどの子供が低賃金で働かされて  
います。  
フェアトレード商品とは、生産者が無理のない  
値段、適正な値段で取り引きされた商品です。  
フェアトレード商品を買うことは、貧困のない公正  
な社会をつくることに役立ちます。

# 消費生活新聞

9月25日

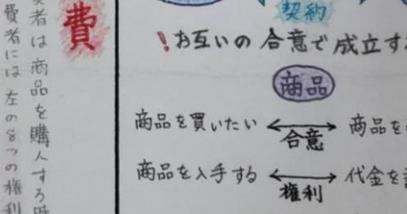


## 廃棄・再利用

世界的に環境問題が拡大している中、私達消費者には少しでも  
環境に配慮した消費をすることが求められています。環境のマークの  
ついている商品を選択したり、自分の住んでいる地域のエコ活動につ  
いて調べたり、普段の生活で出ているゴミについて意識したりするこ  
とが必要で、レジ袋削減やマイボトル運動、  
容器包装リサイクルなどの身近な取り組みに  
もつなげる必要があります。また、リサイクルの  
ためには3R(リデュース・リユース・リサイ  
クル)も大切です。3Rは循環型社会を  
構築するための重要なキーワードであり、  
私達消費者はそれを実行することが必要です。

↑主な廃棄物(容積比)

## 消費



## 販売・提供・購入方法

ものやサービスの販売にはお店での販売・ネット販売・訪問販売など、多くの種類  
があります。どの販売においても左のように消費者と店などの合意による契約をし  
ます。契約ではお互いの権利・義務が生じます。  
また、購入方法にも左のように色々な種類  
があります。消費者は場合に応じてこれらを選  
び、使い分けすることが大切です。

**店舗販売**  
専門店・デパート・スーパーマーケット、  
個人商店・消費生活協同組合の店舗など  
個人、実物を自分で見て触って選べる。など

**無店舗販売(ネット・ショッピング)**  
[ネット]  
[電話]  
[郵便]  
[宅配]  
24時間好きな時に買いたい物が出来る  
実際に店に行かなくても買いたい商品  
商品についてよくわかるからいい

## 消費

- 消費者は商品を購入する時に店側と契約を結びます。その際、消費者には左の3つの権利とちの義務が与えられます。
- 権利**
- 安全である権利
  - 知らないうちに権利
  - 選択する権利
  - 意見が反映される権利
  - 消費者教育を受ける権利
  - 生活の質を向上させる権利
  - 消費者基本法に定める権利
  - 健全な環境の中で働ける権利
  - 生活する権利
- 義務**
- 批判的な意識をもつ責任
  - 自己主張し行動する責任
  - 社会的関心への責任
  - 環境に与える影響を自覚する責任
  - 連帯する責任

## 編集後記

今回私達の普段の生活、消費生活を見直し、自分が今まで知らなかつた生産・消費の循環や、それにおいて大切なことなどを詳しく、字ぶこができました。私達消費者は自分自身のためにも、社会全体の環境のために購入する前購入し消費し、後の行動をどうするか、しっかり考えることが必要なのだとわかりました。

新聞、検定を通じて、私達消費者が権利や義務を忘れずに、これからの消費生活に役立てたい。

